

くまもとオンライン教育支援センター事業業務委託仕様書

1 委託業務名

くまもとオンライン教育支援センター事業

2 目的

この委託業務は、県内在住（熊本市を除く）の不登校児童生徒（以下利用者）が利用するくまもとオンライン教育支援センターをメタバース（インターネット上の仮想空間）において構築及び運用の実証を行うもので、今後の本格運用に向けた各種調査を行う。

3 契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

4 業務内容

（1）概要

受託者は、利用者と県が各自、家庭と職場から参加できるくまもとオンライン教育支援センターを構築する。また、受託者は、構築したくまもとオンライン教育支援センターの運用について、技術支援及び支援員による運営支援を行う。県は、受託者が構築したくまもとオンライン教育支援センターを運用し、利用者は、くまもとオンライン教育支援センターにおいて、オンラインによる学習、相談、体験活動等を行う。

（2）業務内容

次の各号に掲げる業務を実施する。なお、詳細は別紙のとおりとする。

ア くまもとオンライン教育支援センターとして利用するメタバース空間の構築及び提供。

イ くまもとオンライン教育支援センターに関する技術支援。

ウ くまもとオンライン教育支援センター内でのオンライン支援員による運営支援。

（運営時間：令和8年度は8月～3月（8月）、週3日、午前9時30分から正午まで、午後1時から午後3時30分までの5時間00分とする。）

支援員の勤務は、1日5時間、総計480時間程度の勤務を想定）。

くまもとオンライン教育支援センター運用時に県の職員とともにアバターで参加し、利用者に対して相談支援を行うとともに運営支援を行う。

エ 学習支援ソフトの提供。

オ 仕様書（別紙）記載の運用におけるサービスの実施。

5 実証スケジュール

事業全体のスケジュールは以下のとおりとする。

- ・ 契約締結から7月末 メタバース空間の構築
- ・ 7月末、メタバース空間への接続確認
- ・ 8月運用開始 県内（熊本市を除く）の小・中・義務教育学校等への事業説明
利用者への説明
- ・ 8月～3月 実証運用

6 オンライン支援員

（1）オンライン支援員の配置

受託者は、本業務を円滑に運用するため、オンライン支援員を1名以上配置すること。

（2）オンライン支援員の業務

オンライン支援員は、利用中における技術的な相談や、教室内の支援等のフロア管理を行うとともに利用者に対する相談指導を行うなど、業務の円滑な執行管理を行う。

オンライン支援員は、次のいずれかに該当する者が望ましい。

ア 臨床心理士の資格を有する者。

イ 公認心理師の資格を有する者。

ウ 精神保健福祉士の資格を有する者。

- エ 社会福祉士や学校心理士などの有資格者で、教育又は児童福祉分野での相談経験を有する者。
- オ 教育又は児童福祉に関する相談経験を1年以上有し、ア～エと同等以上の能力を有すると認められる者。
- カ 教職員免許を有する者。
- キ 1年以上、オンラインでの不登校児童生徒への支援業務に従事し、ア～カと同等以上の能力を有すると県が認める者。

(3) オンライン支援員の研修等

- ア 受託者は、オンライン支援員の教育、指導、訓練等の研修を実施し、資質向上に努めること。
- イ くまもとオンライン教育支援センターの円滑な運用のため、県が必要と認める場合は、受託者はオンライン支援員に対し必要な研修等を実施すること。

(4) オンライン支援員の業務の履行場所の指定

受託者は、オンライン支援員の業務の履行について守秘義務に十分配慮して業務を履行できるように、業務の履行場所（複数でも可）を県に提案し、承認を得ること。

(5) 成果品

- 成果は以下の2つを提出すること。
- ・業務完了報告書 1部（紙及び電子データ）
 - ・実施報告書（運用におけるサービスに関するもの） 1部（紙及び電子データ）

(6) 緊急時における連絡体制の整備

受託者は、緊急時における連絡体制を契約締結後直ちに県と協議の上、整備すること。
なお、連絡体制に変更が生じた場合も同様とする。

7 守秘義務

受託者は、本業務により知り得たすべての情報を第三者に漏らしてはならない。本業務を終了した後も同様とする。

8 情報管理

利用者の個人情報の保護について、必要な措置を執り、利用記録等の情報管理に十分配慮すること。このことは委託契約終了後においても同様とする。

9 一般条項

- (1) 受託者は、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、故意又は過失により、県又は第三者に損害を与えた時は、その賠償責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の履行に際しては、必要な情報セキュリティ対策を確保しなければならない。なお、受託者は、本業務で提供するSaaS型パブリッククラウドサービスにおいて、文部科学省ガイドラインに準拠し、かつ本県のセキュリティ要件（通信及び保管データの暗号化（SSL/TLS等）、適切な利用者認証、アクセス制御、マルチテナント環境におけるテナント間の安全管理、不適切なサイトへの接続防止等）を満たしていることを証明する書面、または該当するサービス提供定款・規約を提出し、県の承認を得ること。
- (4) 受託者は、業務の履行に際しては、くまもとオンライン支援センターの公共性を鑑みて常に利用者の立場を考慮し、信頼を確保しなければならない。
- (5) 受託者は、地方公務員法（昭和25年法律261号）第16条（失格条項）に該当する者を業務に従事させてはならない。
- (6) 受託者は、業務責任者及びオンライン支援員に対し、法律に規定された事業者としてのすべての義務を負うものとする。
- (7) 本仕様書及びマニュアル等で不明な点がある場合又は疑義が生じた場合は、県と協議してこれを定めるものとする。

1 メタバース空間の構築及び提供

名 称	仕 様
前提条件	(ア) SaaS 形態の Web アプリケーションであること (イ) 計画的なメンテナンス等の停止を除き、24 時間 365 日サービス利用が可能であること (ウ) 利用者はユーザーID、パスワードによる個人認証によりログインできること (エ) 県が利用者の入退室の状況、利用時間をログ等で把握することができること (オ) メタバース空間を8月3日(月)から利用できること
動作環境	(ア) 「文部科学省 GIGA スクール構想の実現標準仕様書」に準ずる端末で快適に動作するメタバースを構築すること 参考 URL : https://www.mext.go.jp/content/20200303-mxt_jogai02-000003278_407.pdf (イ) 対応 OS : Windows / iPad OS / ChromeOS
メンテナンス機能	(ア) 管理アカウントによるユーザー登録が可能であること (CSV 等による一括登録が可能であること)
セキュリティ要件	(ア) 本サービスで扱うデータは、日本国内のデータセンターのみで保管されること (イ) SSL/TLS による暗号化通信ができること
アバター	(ア) アバターは用意した中からユーザーが自由に選択できること (イ) プロフィールをユーザーが自由に変更できること (ウ) ユーザーのネームプレート表示ができること
空間 (フロア)	(ア) フロア数は1フロア以上であること (イ) 下記の機能を有していること ・ユーザーのアクセス制限が掛けられること ・開放時間の設定が可能であること (ウ) フロア外もしくは同一フロア内に相談用のスペースを確保すること (エ) 空間内に画像・PDF コンテンツ等の配置及び削除ができること (オ) 同時接続は50人以上(管理者機能を有するアカウント3人含む)であること
コミュニケーション	(ア) アバターを介した音声通話ができること (イ) 特定のユーザーに限定した音声通話ができること (ウ) 管理者機能を有するアカウントにおいて、フロア内のすべてのユーザーにメッセージが届けられること (エ) アバターを介した文字チャットができること (オ) 特定のユーザーに限定した文字チャットができること (カ) PC 等の画面をメタバース空間内で、他ユーザーに対して表示できること (キ) ユーザー本人の判断の元、パソコンのインカメラ等の映像を表示できること
オンライン教材	(ア) ユーザーがメタバースで利用できる Web 教材を用意すること (イ) 学習内容は、下記を満たしていること ・現行の学習指導要領に準拠していること

	<ul style="list-style-type: none"> ・小学1年生から中学3年生までの国語・社会・理科・数学・英語（小学校においては生活・算数）の教科の一部ではなく、全体を学習できること ・教科書の単元を選択して学習することが可能であること ・解説と演習ドリルの両方を搭載していること ・不正解であった問題の特定が可能なもの ・不登校児童生徒への学習支援において実績があること <p>(ウ) 管理システムとして、下記の機能を有していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は対象とする児童生徒の学習履歴を参照できること ・指定した日次学習時間に該当するデータ抽出を随時行えること ・出席認定の参考資料として活用できる工夫がされていること
開放時間帯	平日午前9時30分～正午、午後1時から午後3時30分
アカウント数	メタバース空間及びオンライン教材のアカウント数は同数を想定 100 アカウント以上 実際の発行アカウントは県と受託者で協議の上、決定する

2 運用におけるサービス

種類	仕様
定例会議	進捗報告、情報共有等のための会議を月1回行うこと(オンライン可) 実施タイミングは別途協議の上、決定する
説明会の開催	不登校児童生徒、保護者、教育関係者等を対象とした説明会を仮運用期間中に1回以上開催すること
広報	周知のための動画・リーフレットを試行運用開始までに作成すること 詳細は協議の上、決定する
オンライン支援員	オンライン支援員は以下の業務を担うものとする <ul style="list-style-type: none"> ・8月～3月(8月)、週3日、1日5時間、総計480時間程度の勤務を想定 ・フロアの管理として機能すること ・ログイン、操作方法等の質問に対応すること。 ・児童生徒の居場所づくりのために、声掛けなどコミュニケーションを積極的にとるとともに、必要に応じて、学習支援やイベント等を通じた交流支援にあたること ・配置を1名以上とする。
調査・報告	児童生徒、保護者にアンケート調査を行い、2月末までに県へ報告書として提出すること なお、アンケート方法は県と協議の上、決定する
成果物	成果物として以下の2つを各1部(紙及び電子データ)提出すること <ul style="list-style-type: none"> ・業務完了報告書 ・実施報告書(定例会議議事録、運用状況報告、月次報告書、オンライン支援員の勤務用状況等の報告等)